

三重県暴力団排除条例施行規則

平成二十三年一月二十八日

三重県公安委員会規則第一号

改正 平成二十七年三月二十七日三重県規則第四号

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県暴力団排除条例(平成二十二年三重県条例第四十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不当要求行為)

第二条 条例第七条の三重県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定める不当要求行為は、次に掲げるものとする。

- 一 暴力行為又は脅迫行為
- 二 正当な理由なく面会を強要する行為
- 三 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為
- 四 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
- 五 前各号に掲げるもののほか、県の事務事業の遂行又は執務環境における秩序の維持に支障を生じさせる行為

(命令の方法)

第三条 条例第十七条の規定による命令は、中止命令書(第一号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要し、中止命令書により行いういとまがないときは、口頭により行うことができる。

2 三重県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、条例第十七条の規定による命令を緊急に行う必要があるときは、当該違反行為の発生地を管轄する警察署長に行わせるものとする。

3 警察署長は、第一項ただし書の規定による口頭の命令を行ったときは、当該命令を行った後相当の期間内に理由通知書(第二号様式)により、当該命令を行った理由を通知するものとする。ただし、口頭の命令を受けた者の所在が判明しなくなったときその他命令を行った後において当該命令を行った理由を通知することが困難な事情があるときは、この限りでない。

(弁明の機会の付与)

第四条 前条第一項に規定する命令を緊急に行おうとする場合を除き、当該命令に係る者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の規定により弁明の機会を与えるときは、弁明通知書(第三号様式)により通知するものとする。
- 3 公安委員会は、前項の場合において、口頭による弁明の聴取を行うことが適当であると認めるときは、当該弁明の聴取を指定することができる。
- 4 第二項の規定による通知を受けた者は、前項に規定する口頭による弁明の聴取を指定された場合を除き、公安委員会に対し、弁明書(第四号様式)を提出するものとする。
- 5 弁明をしようとする者は、弁明をするに当たり、証拠資料を提出することができる。
- 6 公安委員会は、第二項の規定による通知をするに当たっては、弁明書の提出の期限又は口頭による弁明の聴取の日時までに相当な期間をおいて行うものとする。
- 7 公安委員会は、弁明をしようとする者が、弁明書の提出の期限までに当該弁明書の提出をせ

ず、又は口頭による弁明の聴取の日時に出頭しないときは、意見がないものとして取り扱うものとする。

(口頭による弁明の聴取)

第五条 公安委員会は、前条第三項に規定する口頭による弁明の聴取を行うときは、警察本部長が指定する警察職員に当該弁明を聴取させることができる。

2 前条第三項の規定により口頭による弁明を指定された者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、弁明の日時等変更申出書(第五号様式)により、口頭による弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による弁明の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による弁明の聴取の日時若しくは場所を変更したとき又は第二項の規定による申出を受けた場合において、口頭による弁明の聴取の日時又は場所を変更しないときは、速やかに、その旨を、弁明の聴取の日時等決定通知書(第六号様式)により、口頭による弁明をしようとする者に通知しなければならない。

(暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の設定の基準となる施設)

第六条 条例第十八条第一項第十号に規定する公安委員会規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三百三十四条第一項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒及び幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの

二 社会教育調査規則(昭和三十五年文部省令第十一号)第三条第十一号に規定する青少年教育施設

(旅館事業者等からの暴力団排除対策)

第七条 条例第二十六条第一項に規定する公安委員会規則で定める事業者は、次に掲げるものとする。

一 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第二項に規定するホテル営業を営む者及び同条第三項に規定する旅館営業を営む者

二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定に基づく許可を受けたゴルフ場を営む者

(調査の手続)

第八条 公安委員会は、条例第二十七条の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書(第七号様式)により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該説明を求めることができる。

3 第一項の規定により説明又は資料の提出を求められた者は、前項に規定する口頭による説明を求められた場合において資料の提出を行わないときを除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書(第八号様式)を提出するものとする。

4 公安委員会は、第一項の規定により説明又は資料の提出を求めるに当たっては、説明・資料提出書の提出の期限又は口頭による説明の聴取の日時までに相当な期間において行うものとする。

5 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が、説明・資料提出書の提出の期限まで

に当該説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭による説明の聴取の日時に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭による説明の聴取)

第九条 公安委員会は、前条第二項に規定する口頭による説明の聴取を行うときは、警察本部長が指定する警察職員に当該説明を聴取させることができる。

2 前条第二項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明の日時等変更申出書(第九号様式)により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の聴取の日時若しくは場所を変更したとき又は第二項の規定による申出を受けた場合において、口頭による説明の聴取の日時若しくは場所を変更しないときは、速やかに、その旨を、説明の聴取の日時等決定通知書(第十号様式)により、口頭による説明を求めた者に通知しなければならない。

(勧告の方法)

第十条 条例第二十八条の規定による必要な勧告は、勧告書(第十一号様式)により行うものとする。

(公表の方法等)

第十一条 条例第二十九条第一項の規定による公表は、三重県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第二十九条第一項の規定により公安委員会が公表をしようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに公表の原因となる事実とする。

(意見を述べる機会の付与)

第十二条 条例第二十九条第二項に規定する意見を述べる機会の付与は、口頭による意見の聴取を行うものとし、公安委員会は、公表をしようとする者に対し、意見の聴取通知書(第十二号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、口頭による意見の聴取に代えて申述書(第十三号様式)を提出することができる。

3 意見を述べようとする者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

4 公安委員会は、第一項の規定による通知をするに当たっては、口頭による意見の聴取の期日又は申述書の提出の期限までに相当な期間をおいて行うものとする。

5 公安委員会は、意見を述べようとする者が、口頭による意見の聴取の期日に出頭しないとき又は申述書の提出の期限までに当該申述書の提出をしないときは、意見がないものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の聴取)

第十三条 公安委員会は、前条第一項に規定する口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が指定する警察職員に当該意見を聴取させることができる。

2 前条第一項の規定による通知を受けた者で、口頭により意見を述べようとする者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見の陳述の期日等変更申出書(第

十四号様式)により、口頭による意見の陳述の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の期日若しくは場所を変更したとき又は第二項の規定による申出を受けた場合において、口頭による意見の聴取の期日若しくは場所を変更しないときは、速やかに、その旨を、意見の聴取の期日等決定通知書(第十五号様式)により、口頭により意見を述べようとする者に通知しなければならない。

(代理人の選任)

第十四条 弁明の機会を付与された者、説明若しくは資料の提出を求められた者又は意見を述べらる機会を付与された者(以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、弁明の聴取、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者は、代理人の資格について、代理人選任届出書(第十六号様式)を公安委員会に提出して証明しなければならない。

4 当事者は、第一項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書(第十七号様式)により、その旨を、公安委員会に届け出なければならない。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二十七日三重県規則第四号)

この規則は、少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の施行の日から施行する。